

# ( 写 )

2 消安第 6384 号  
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

## 魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について（通知）

農林水産省では、養殖業の成長産業化のため、令和 2 年 7 月に「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、持続的な養殖生産の推進のため、オンライン診療を可能とする仕組み等により養殖魚の迅速な診療体制の確保に取り組むことを位置付けたところである。

同戦略を踏まえ、魚病の予防及びまん延防止により持続的な養殖生産を推進する中で、獣医師、魚類防疫員及び魚類防疫協力員による迅速かつ的確な診療を実現するためには、対面によらない遠隔診療を積極的に活用することが重要である。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による魚病対策の迅速化に努められたい。

### 記

#### 1 遠隔診療の積極的活用における留意事項

- (1) 遠隔診療は、初診から実施可能であること。この場合、遠隔診療の実施主体は、水産動物の送付、情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。
- (2) 遠隔診療は、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員その他の水産動物の医療を提供する者が実施可能であること。

#### 2 その他の留意事項

- (1) 魚病の予防指導など、診療以外の魚病対策全般においても、水産動物の送付、情報通信技術等を活用した取組が推奨されること。
- (2) 水産動物への過剰投薬の防止等の観点から、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有すべきであり、養殖業者は、当該関係者の求めに応じて、診療に関する情報を提供すること。